

国立市立国立第六小学校 特別支援教室

# はばたき



国立市立国立第六小学校特別支援教室 はばたき



〒186-0011 国立市谷保 6600

電話 042-572-6177

ファクシミリ 042-572-6178

ホームページ <http://www.kunitachi.ed.jp/e106>



## 特別支援教育とは？

しょうがい等のある児童の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象のしょうがいだけでなく、知的な遅れのない発達しょうがいも含めて、支援を必要とする児童が在籍する全ての学校において実施されています。

## 国立市の特別支援教育

国立市では、しょうがい等のある児童の教育的ニーズ（合理的配慮）に応えるため特別支援教育体制があります。児童の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、一人一人について、長期的な視点に立った教育的支援を行っていきます。

＜保護者の方のご希望とお子様の状況に応じて受けられる特別支援教育＞		
①知的発達の遅れの見られる児童に対する支援	特別支援学校 (都立武蔵台学園)	他人との意思疎通が困難で、日常生活を営む上で頻繁に援助を必要とする程度の児童・生徒
	特別支援学級 (国立一小、国立三小、国立五小、国立八小、国立一中、国立三中)	他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営む上で一部援助を必要とする程度の児童・生徒
②全般的な知的発達に遅れはないが、自閉症・情緒しょうがいなどがある児童に対する支援	特別支援学級 (国立二小、国立六小、国立七小、国立二中)	自閉症又はそれに類するしょうがいがあり、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難で特別な指導を必要とする程度の児童・生徒
	★特別支援教室 (市立小・中学校全校)	自閉症又はそれに類するしょうがいがあり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒
③全般的な知的発達に遅れはないが、言語機能の基礎的事項にしょうがいがある児童への支援	★通級指導学級 (国立七小)	きこえや発音、吃音等のしょうがいがあり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童
④通常の学級に在籍する何らかのしょうがいがある児童・生徒への支援	★スマイリーサポート (市立小・中学校全校)	通常の学級での学習場面や自立支援に、一部に個別的な支援を必要とする程度の児童・生徒

★については、通常の学級に在籍したまま指導を受けることができます。

## 特別支援教室「はばたき」の支援体制

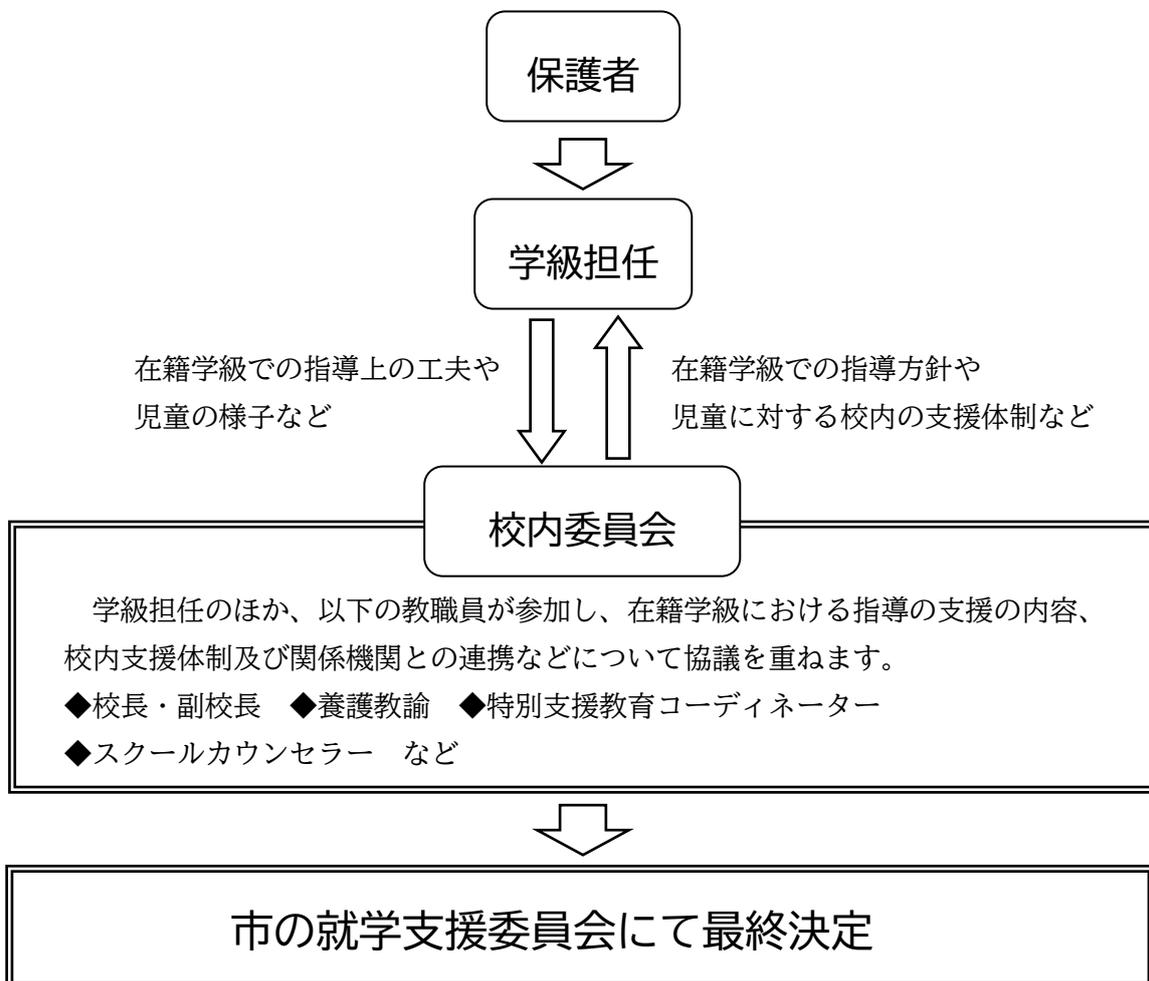
巡回指導教員・・・六小と一小を巡回し、学級担任と連携しながら特別支援教室において指導を行います。

特別支援教室専門員・・・巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級の担任との連絡調整や課題に応じた教材作成、児童の観察や記録を行います。

臨床発達心理士・・・月に1回程度、児童の行動観察を行って状況を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します。

## 特別支援教室「はばたき」指導開始までの流れ

まずは、学級担任にご相談ください。その後、在籍学級での様子や発達検査、見学・体験の様子などでお子様の状況を把握し、必要な支援について校内委員会で検討します。最終的には、保護者の入室申請をもとに学校が教育委員会に申請し、特別支援教室利用の決定がなされた後に指導開始となります。(慎重に検討を進めるため、相談開始から指導開始まで、おおむね2～3か月程度かかります。)



## 特別支援教室「はばたき」ってなあに？

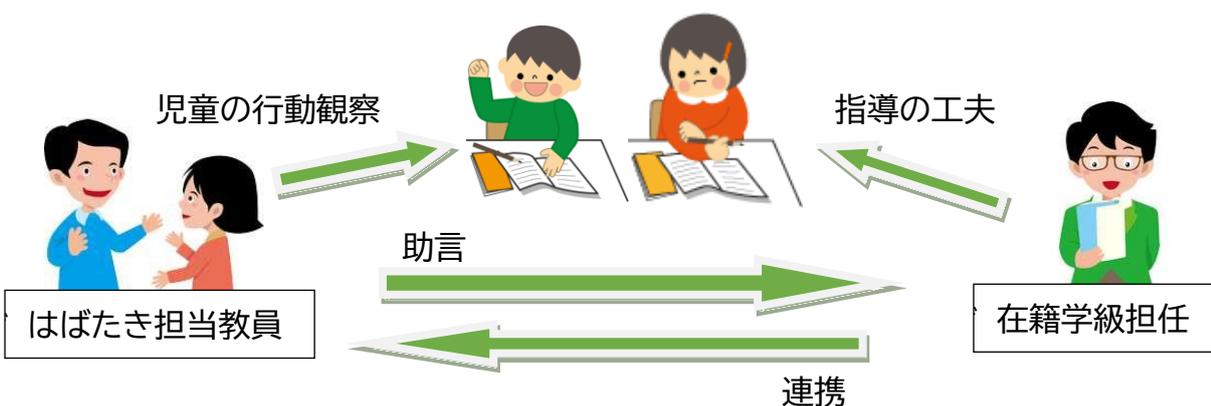
特別支援教室「はばたき」では、通常の学級に在籍する、知的な遅れを伴わない発達障害等（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、学習障害等）、または情緒障害等で、通常の学級の学習に概ね参加でき、一部支援を必要とする児童が、在籍学級での授業の一部を抜けて指導を受けることができます。



○「友達と上手くコミュニケーションがとれない」「思い通りにならなかつたり負けたりすると、腹を立てて感情的になる」「別のことを考えていたり、みんなと違うことをしたりしている」「気持ちを切り替えるのに時間がかかる」・・・など、集団生活の中で様々な困り感をもっている子供がいます。

○はばたきの指導を担当する巡回指導教員と特別支援教室専門員、在籍学級担任が連携しながら、一人一人が抱える困難さをより効果的に改善し、児童の学習能力や集団適応能力の伸長を図ることができるようになっています。はばたき巡回指導教員が不在のときは、可能な範囲で「特別支援教室専門員」が在籍学級の学びの様子を見取り、はばたき巡回指導教員と在籍学級の担任をつなぐ役割を果たします。

はばたき担当教員は在籍学級担任と連携して、在籍学級での支援も行います。



## 特別支援教室「はばたき」での指導

教員と一対一で行う個別指導と、2～4名のグループで行う小集団指導の2種類の形態をとっています。内容は学習指導要領「自立活動」の項目から選んで指導をしています。お子さんの状況に応じて、どちらか一方のみの指導となることもあります。

自立活動・・・お子さん一人一人の特性に合わせて、学習や生活上の困難を改善・克服するために作られた教育課程です。

- 指導期間は、年度始めに入室した場合、その年度の3月末までが指導期間となります。  
例：令和6年4月入室の場合→令和7年3月まで
- 年度の途中に入室した場合は、翌3月末までが指導期間となります。
- 指導を延長する場合は、指導の再設定をし、その指導期間は最長1年間となります。
- 退室に向けて、指導時間を減らしていくことがあります。

### 個別指導

はばたきの教員と1対1または1対2で行う指導です。面談で話し合った目標をもとに、目標に近づけるような学習を行っています。個別で行うため自分自身の長所や短所を見直す学習が中心となります。

(指導例)

**目標**自分の気持ちや考えを言葉で伝えられるようになる。

→ 状況や気持ちを、言葉に表す学習をする。

**目標**分からないときに質問ができるようになる。

→ 質問をするときの言葉やタイミングを、場面を想定して学習する。



### 小集団指導

はばたきの教員と2～4名の児童で行います。グループで行うため、集団に参加するための関わり方の学習が中心となります。

(指導例)

**目標**最後まで話を聞くことができるようになる。

→ 話を聞く時のマナーやルールを知り、小集団の中で試してみる。

**目標**みんなの前で発表することができるようになる。

→ 小集団の中で発表する経験を積んで自信をつける。

**目標**友達と協力して学習できるようになる。

→ 話し合いでは自分の番や相手の番があることを知る。また、話を聞くとときにあいづちを打つなどの方法を学習する。

